

会報

いしかわ

1995.12月.No.17



能都町宇出津のあばれまつり



石川県行政書士会

目 次

特集 行政書士法制定45周年記念式典	1
式 辞	1
祝 辞	2
石川県知事表彰受賞者名簿等	4
特集 行政書士制度強調月間	7
情報コーナー	13
研修会報告	15
意見箱コーナー	18
書籍コーナー	22
会 務 報 告	23
各部の活動状況	23
会 務 日 誌	25
編 集 後 記	27

表 紙 写 真

能都町字出津のあばれ祭

写真提供：能都町ふるさと活性課

あばれ祭の由来

約 330年前の寛文年間（1661～1672）に当地に悪病が流行したため、京都の祇園社から牛頭天皇を観請、盛大な祭礼を始めたところ、神霊と化した青蜂が悪疫病者を救ったのです。喜んだ地元の方は、キリコをかついで八坂神社へもうでたのが「あばれ祭」の始まりとされています。

現在では、高さ7m奉燈（キリコ）50数本が町をねり歩き、2基のみこしを海や川、火の中に投げ込んであばれる勇壮な海の祭典として知られています。毎年7月7日～8日におこなわれています。

／ 特 集 ／

行政書士法制定45周年記念式典



式 辞 (抜粋)

石川県行政書士会会長
藤 井 國 穂

昭和26年に行政書士法が制定され、本日、制定45周年の記念式典を迎えることができますことは、偏に関係各位のご理解とご支援の賜物と存じ深く感謝の意を表する次第であります。

石川県行政書士会は、近年新入会員の増加が著しく 280余名を擁するまでとなりました。また、関係官公署と地域住民の橋渡し役として確固たる地位を築きつつあります。これらは、諸先輩方並びに会員各位の日頃の弛まぬ努力と研鑽の賜物と深く敬意を表する次第であります。

行政書士法が制定されて以来、約半世紀を経る今、大きな節目を迎えていると考えます。規制緩和、地方分権の推進、行政手続法の制定等、行政書士の存在に大きくかかわる流れが押し寄せております。更に、国際化、高度化、高齢化に伴い、社会生活も複雑多岐に渡り、著しく変貌を遂げつつあります。これらの環境の変化に的確に対応し、地域住民のニーズに応え貢献することが増々重要になってくるものと、心を新たにしますものであります。

十月は、行政書士制度強調月間として、行政書士制度の普及、非行政書士の排除並びに我々の職域の確保拡大を目的に全国的に展開されている訳ではありますが、この運動の真の目標が、我々の利益確保にあるのではなく、広く国民の利便の促進、利益擁護にあることを肝に命じて事業活動を展開すれば、必然的に我々の社会的地位の向上につながると信じます。

来るべき21世紀に向けて、石川県行政書士会も一層の充実、活性化を図り、行政書士の輝かしい未来の礎を築くべく、会員各位の意見、要望を積極的に活かし、よりよい社会生活発展のため、全力を傾注してまいりたいと存じます。今後とも各位の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々の発展とご健勝をお祈り申し上げます行政書士法施行45周年にあたっての挨拶とさせていただきます。



祝 辞

石川県知事 谷 本 正 憲

本日、行政書士法制定45周年記念式典が挙行されるに当たり一言お祝いを申し上げます。

昭和26年3月に行政書士法が施行されて以来、ここに45周年を迎えるわけですが、この間、行政書士の皆様におかれましては、地域住民と行政との懸け橋として、熱意を傾けてその業務に精励され、その結果、今日では行政書士制度は、しっかりと地域社会に定着し、重要な役割を果たしていますことに対し、深く敬意を表する次第であります。

石川県行政書士会が今日このように充実した会に発展を遂げられましたのは、ひとえに会員の皆様方が会長さんのもとに固く結束され、互いに切磋琢磨されまして、地域住民の信託に良く応えてこられた結果でありまして、御同慶の至りであります。

また、先程は、この記念すべき行政書士法制定45周年に当たり、これまで多年にわたり行政書士業務に精励され、行政書士制度の発展に貢献された方々が表彰されましたが、受賞の栄に浴された皆様方に心からお祝いを申し上げます。

さて、皆様方御承知のとおり、21世紀への潮流として、国民の価値感やライフスタイルが多様化し、また社会の長寿化、情報化及び国際化が一層進展する中であって、地域社会の活性化と住民福祉の向上を図るために新しい行政課題に的確に対応して行くことが急務となっております。

このため、石川県では現行の「21世紀へのビジョン」に代わる「新長期構想」づくりを進めておりますが、これは地域の個性を生かした「学術文化のくにづくり」を軸に、来年夏までに最終案を策定したいと考えています。

一方、簡素で効率的な行財政運営を目指すべく「行政改革大綱」につきましても、近々策定する予定であり、新しい行政課題に真剣に取り組み、邁進しているところであります。

こうした状況にありまして、地域社会に溶け込み、地域住民と行政との懸け橋として、官公署に提出する書類等の作成、提出及び相談を業務とされます行政書士の皆様の職責は、今後一層重要度を増すものと考えられます。

皆様が住民の権利、利益の擁護と行政の円滑な運営のためにその業務の重要性和公共性を十分に御認識されますとともに、高度情報化時代に対応した業務の改善とサービスの向上に努められ、一層の御活躍をされますことを祈念する次第であります。

最後に会員の皆様の御多幸と石川県行政書士会のますますの御発展をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

特集 45周年記念式典

去る10月20日（金）午後2時からメルパーク金沢に於いて「行政書士法制定45周年記念式典」が会員75名参加のもと開催された。

高位実行委員長の開会のことばで始まった式典は、茅野実行委員会副委員長の司会で進行し、藤井会長の式辞のあと谷本石川県知事から永年行政書士会の発展に寄与された県内19会員に対し知事表彰の授与があり、受賞者を代表して北川喜一（金沢）会員が謝辞を述べた。つづいて、9年間の永きにわたり会長を努められた山本会員に藤井会長より特別功労者表彰が、先の日行連総会において日行連会長表彰を受けられた山岸・埜田（金沢）・酒谷（加賀）の3会員にその伝達があった。

ご来賓の方々の祝辞は、まず谷本石川県知事からの祝辞を総務部次長斎藤直氏の代読で受け、金沢市長代理総務部長源田久男氏、日本行政書士会副会長前田義光氏、石川県司法書士会会長久保均氏のご祝辞を頂いた。なお、ご来賓の方々はほかに富山県行政書士会加藤敏夫副会長、石川県土地家屋調査士会稲村八絏会長、石川県社会保険労務士会河越正男副会長、北陸税理士会石川県支部連絡協議会木村光雄副会長の方々であった。また、石川県知事谷本正憲氏、石川県社会保険労務士会堀内昭夫会長そのほかの方からのご祝電を堂口業務指導部長が披露した。最後に濱井副会長から閉会のことばがあり盛会裡に午後3時10分終了し、ただちに祝賀パーティへと会場が移った。

藤井会長の「式典成功のお礼と、会員の益々の発展を祈念」した挨拶があり、パーティー開始直前ご到着の谷本正憲石川県知事から行政書士会の発展を願う心からのご挨拶を頂いた。浦島支部長会長（金沢）の乾杯の音頭で始まったパーティーは、谷本県知事と会員とのなごやかな懇談や、知事表彰者の永年の苦労話で会場の盛り上がりは最高に達した。また、この間ご来賓各位の心温まるスピーチなどあり、最後にビンゴゲームで会場が一体となり盛会のうちに高位副会長の万歳三唱、辻口副会長の閉会挨拶で終了した。

行政書士法制定45周年



行政書士法制定45周年



（式典の冊子中、知事表彰者(2)の伊藤氏の役員歴は20年のあやまりでしたので訂正します。）

☆ 石川県知事表彰受賞者 (敬称略・順不同)

(1) 行政書士業務歴30年 会員

支部名	氏名	登録年月日	業務歴
金沢	宮岸 哲	昭和40年1月19日	30年9月
小松	高岡 清	昭和37年8月1日	33年2月
小松	川上 繁	昭和38年6月26日	32年4月
小松	勘田 信	昭和40年3月27日	30年7月
加賀	山下 岩雄	昭和38年11月19日	31年11月
七尾	袋井 辰雄	昭和35年11月15日	34年11月
七尾	黒崎 彬	昭和39年9月29日	31年1月
珠洲	岸 弘	昭和37年3月31日	33年7月
珠洲	濱田 博司	昭和39年4月18日	31年6月

(2) 石川県行政書士会役員歴10年 (支部長含む) 会員

支部名	氏名	延べ役員期間	役員歴
金沢	北川 喜一	昭和44年～昭和58年	14年
金沢	伊藤 鍊二郎	昭和46年～平成元年	20年
小松	菅原 博	昭和48年～昭和62年	12年
小松	前多 利彦	昭和54年～平成7年	10年
加賀	町田 健一郎	昭和52年～平成7年	12年
七尾	舟元 基一	昭和56年～平成7年	10年
七尾	三宅 直人	昭和58年～平成7年	12年
七尾	太田 則武	昭和60年～平成7年	10年
輪島	今井 孝次	昭和54年～平成5年	10年
珠洲	刀 祢正彦	昭和48年～昭和62年	14年



☆ 特別功勞表彰者

(敬称略・順不同)

支部名	氏 名	延べ会長期間	会長歴
七尾	山本吉雄	昭和59年～平成7年	9年



☆ 日本行政書士会連合会会長表彰者伝達

(敬称略・順不同)

支部名	氏 名
金沢	埜田外一
金沢	山岸清
加賀	酒谷信嗣





知事を囲んで



祝賀パーティー



／ 特 集 ／

行政書士制度強調月間

監察部長 重 森 憲 司

— 「行政書士110番」相談受付集計表 —

本年度の強調月間は、次の4つを重点として取り組む、貴重な成果を上げた。①「行政書士110番」臨時電話2台で開設し、75件の相談があった。なおNTTの好意で64-0110の電話番号が毎年使用可能となる。②「許可無料相談会」は2年ぶりに全支部で実施された。③「市町村広報紙」掲載を申し入れた7市全部で掲載（P8）された。七尾市では9、10月2回掲載「ポスター」・啓発用表の設置は県内6支部の委託設置は、保健所、農業委員会等に設置した。にも目された。

相 談 項 目		10/2	10/3	10/4	項目集計
権利義務・事実証明関係	○遺言・相続 (登記・税務対策を含む)	6	24	14	44
	○各種契約 (贈与、売買、交換、請負、委任、消費、賃貸借等)			1	1
	○定款、内容証明、会計記帳等	1			1
	○不動産関係(登記、境界等)	2	5	1	8
	○戸籍関係 (結婚、離婚、養子縁組等)		2	1	3
	○その他	3	2		5
許可認可関係	○許可申請手続 (建設・風俗営業等)	5	1	1	7
	○法人設立			1	1
	○土地開発	1			1
	○農地転用	1			1
	○自動車登録 (車庫証明含む)				
	○入管関係 (外国人労働者等)				
	○その他	2		1	3
曜日別集		21	34	20	75

— 各支部実施報告 —

11月4日現在

支部		珠 洲	輪 島	七 尾	金 沢	小 松	加 賀	計
無料相談会	実施日	10/22	10/20	10/7	10/2	10/3	10/5	
	スタッフ	6	2	3	10	6	4	31
	相談件数	0	相続 2 3 農転 1	1	許可 1 (3)	運送業 1 許可	0	6 (3)
表示板		5	12	11	37	11	5	81
ポスター		5	32	13	38	12	6	106

「行政書士制度強調月間」

七市の広報紙に掲載 !!

(珠洲・輪島・七尾(2回)・金沢・松任・小松・加賀)

監察部



10月は行政書士制度強調月間です

石川県行政書士会では、電話による無料相談「行政書士110番」を次のとおり開設します。

◇日時 10月2日(月)～4日(水) 午前10時～午後4時

◇相談受付電話番号 0762-65-5551

また、10月21日(日)午前10時から午後3時まで、産業界・消費者・建設業などで許可手続無料相談を開催します。お気軽にご利用下さい。

行政書士無料相談

「こんな時はこの役所へ行けばよいのだろう」、「これはどんな手続をやるのだろう」など、官公署への許認可手続きで不明な事、困った事はありませんか。この機会に「ご利用ください」。

◇日時 10月3日(火)10時～15時

◇場所 厚生生活相談室

◇主催 石川県行政書士会 小松支部 ☎22-06037

広報



ななお

1995 No. 683

発行・編集 七尾市高島公民館
〒920 七尾市高島4丁目4番25番地
☎076755-1111 FAX(0767)52-0274
毎月5日発行

行政書士無料相談会

10月1日から31日までは行政書士制度強調月間です。これを機会に許認可手続無料相談会を開催します。

◇日時 10月7日(日)午前10時～16時

◇場所 パトリア4階フォーラム七尾

☎ 行政書士会 ☎0762-65-5551

電話無料相談「行政書士110番」

官公庁への許可申請などの書類作成について、電話による無料相談をいたします。

◇日時 10月2日(月)～4日(水) 午前10時～午後4時まで

◇連絡先 石川県行政書士会事務局 ☎0762-65-5551



無料相談

①電話相談「行政書士110番」
(とき)10月2日(月)～4日(水) 午前10時～午後4時

(相談受付電話番号)
☎0762-64-0110

(内容)官公署などに提出する書類の作成と提出方法、行政手続法など

②許認可手続相談室
(とき)10月5日(木) 午前10時～午後4時

(内容)市民会館第12会議室(内容)電話相談「行政書士110番」と同じ

*①②の問い合わせ先
石川県行政書士会
☎0762-65-55551

広報



わじま

10

PUBLIC RELATIONS-WAJIMA CITY



まちの話題・イベント情報・くらしのガイド

10月のお知らせ

No.152

10月は行政書士制度強調月間

・日時 10月20日(金) 午前10時～午後4時

・場所 市文化会館2階

・内容

相統・会社設立・農地転用・開発行為・車庫証明・食品衛生・建設業・運送業・風俗営業・飲食店の営業等の許認可または更新に関する各申請書類の作成と提出方法等について

・問合せ先
石川県行政書士会事務局
☎0762-165-15551

許認可手続 無料相談会

電話無料相談 行政書士110番

行政手続や官公署に提出する書類などの作成・提出方法等についての相談を受け付けます。

期間 10月2日(月)～4日(水) 時間 午前10時～午後4時

電話 ☎64-0110

問い合わせ先 石川県行政書士会 ☎65-55551

違法です 無資格者の代書行為

もぐり、行政書士追放

トラブル心配、見逃せぬ

行政窓口には注意板設置

県行政書士会

石川県行政書士会は、国家資格を持たない「もぐり」行政書士の追放に乗り出した。手始めに今年から県主事務所や保健所などの行政窓口への注意板の設置を推進する。横行政する「もぐり」行政書士は、しびれを切らした形であり、職権を守る自治体の一環ともいえる。

行政書士は昭和二十六年 出する書類を作成する「国制定の行政書士法」で、地域 家資格者と定められて、住民代わって官公署へ提出する。



行政書士業務の周知を図る注意板
— 金沢市内 —

しかし、県行政書士会によくと、例えば農地転用でアパートを建てるため不動産業者が経費を取って書類作成などの手続きを行ったり、スや、賭団体が会員の資格などの提出書類作成を依頼していることがあるという。また、資格を持っていない「もぐり」行政書士が、経費を請求したり、経費を請求するがトラブルが生じ、裁判で争う例も出て

いる。県行政書士会は、これまで行政書士法違反講習者に警告文書を出すなど対応してきたが、県民の中には無資格者への代書依頼を違法とは知らずに行うケースが後を絶たないという。注意板は飲食店営業許可や建築申請などで書類提出の頻度が高い、県土木部や県厚生部の出先機関計十二カ所の窓口に設置される予定である。協力要請を受けた県は「法規を守る」とは当然であり、県民はかりでなく窓口側の注意も促したい(守田夫事務局長)としている。県行政書士会の藤井國徳会長は「今後も各支部を通して、県内町村や他の機関にも設置を依頼したい」と話し、注意板を二百個作成しPRに努める。

もぐり行政書士追放

県行政書士会が表示板設置申し入れ

市役所では早速、窓口には



もぐり行政書士追放へ市役所へ設置された表示板

行政書士会(藤井國徳会長)は十四日、県警本部と金沢市役所にもぐり行政書士の追放を訴える表示板の設置を申し入れた。国家資格を持たない業者などの代書行為の一掃を狙い、同会では「違法行為がなくなるまで粘り強く訴えていきたい」(藤井会長)と話しいる。

闘争を受けて県内では同日、市役所の間接窓口に表示板を設置した。行政書士法の違反は、行政書士などの資格を持つ者以外が報酬を得て、官公署への提出書類を作成することを禁じている。しかし、同会によれば自動車販売業者が車庫明や、自動車の登録手続きを個人者に代わって行ったり、法律違反のケースが後を絶たないという。

「もぐり」代書行為の違反と知らない人も多く、同会では啓発の意味を込めて、表示板を計二百枚作成。同会の県内各支部を通じて今月中旬までに、各市町村役場や主事務所などの関係窓口へ設置を申し入れていくという。

H. 7. 10. 25 北陸中日新聞

写真でみる「啓発用表示板」設置報告

----- 輪島支部（通信員 八木 史 郎） -----



柳田村 農業委員会



輪島保健所



輪島土木事務所



輪島市農業委員会

----- 珠洲支部（通信員 濱 田 はつみ） -----



珠洲警察署



珠洲土木事務所

農地転用関係書類取扱いについて

石川県農林水産部長から下記のような通知があり、各市町村農業委員会への書類の提出においては、11月申請分より取り扱うことになりました。会員の皆様に周知徹底下さいとのことです。



農政第1787号

平成7年10月25日



市町村農業委員会会長 殿

石川県農林水産部長



農地転用関係事務処理の迅速化及び簡素化等に
伴う隣接同意書の取扱いについて（通知）

標記について、別添写しのとおり農林水産省構造改善局長から通知があり、その趣旨については先に開催された市町村農業委員会事務担当者研修会及び事務局長会議で説明したところです。

本県においては、県内市町村の実情等に鑑み、これまで許可申請書に添付すべき書類として取り扱ってきましたが、今後は、添付が必要のない書類として取り扱うこととしますので、事務処理に遺憾のないようよろしくお願い申し上げます。

（事務担当）
農政課農地係
TEL 0762-23-9220

記

1 農地転用事務処理の迅速化

「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」（平成元年3月30日付け元構改B第156号農林水産省構造改善局長通達）において、標準的な事務処理期間を設定しこの期間内に事務処理を完了することとしているところであるが、さらに迅速かつ的確な処理を図るため、この期間内に事務処理を完了するようその徹底を図ること。

2 許可申請書等の添付書類の簡素化

農地転用許可申請書又は農地転用届出書（以下「転用許可申請書等」という。）に添付する必要のある書類については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）及び「農地等転用関係事務処理要領」（昭和46年4月26日付け46農地B第500号農林省農地局長通達）に定められているところであり、それ以外の書類についてはこれまでも特に審査をする必要がある場合を除き提出させることのないよう措置してきたところであるが、転用許可申請書等に添付義務のない隣接者の同意書等の一律添付を求めているところがみられる。このようなことは申請者に過分の負担を課するものであるので、提出を求めることのないよう指導の徹底を図ること。

研修会報告

【京都府会第9回経審等実務研修会】

業務指導部長 堂 口 喜 明

去る9月10・11日の両日にわたり上記研修会が実施され、本会の藤井会長、宮川総務部長及び堂口の3名が参加する機会を得た。京都府会の経審受託業務の内容は受付から審査までの全てを行政書士会で受託している、という点で全国最高位にある。受付審査に従事する要員は単年度で延 340名に達し府建設行政事務の補助的役割が定着している。これらの大量の要員はいかにして確保されるのか。京都府委託業務処理要員は京都府会の自主的な研修会で育成することとされ、研修会の増加、講師の増員により質量ともに向上させる努力が不断に継続されている。

昭和59年1月の第1回受託から間もなく12年目を迎えるが、この経審業務の受託にはどのような契機があったのだろうか。昭和57年9月日行連会議の「全国の建設業諸問題」討議において、経審受託業務の報告があり、これを重要視した府会では直ちに東京、埼玉、静岡、愛知、大阪各会を視察。58年1月報告書を提出、同年6月分科会を設置、7月府から委託の打診を受け、8月全国10カ所を視察、こうして59年1月に第1回目の業務受託が実施された。

今回の研修には当会のほか、三重、奈良、岐阜からも多数の参加があり、京都府会員の場合は審査当事者でもあるため終始緊張した研修会であった。本県においても早急に小委員会等を設置し他府県の実情を県当局へ提示し、委託の打診が必要と考える。

【北陸三県件別報酬協議会】

金沢支部 北 岸 正 彦

去る8月29日、30日の両日にわたり富山県職員会館にて、北陸三県合同の件別報酬協議会が開催され、これに当会より藤井会長、堂口業務部長とともに出席させていただきました。開催の内容は平成5年に作成された各県の件別報酬について、突き合わせのうえ検討するものでありました。

各県によって、添付書類の内容や「考案を要する書類」の考え方に若干の差異がみられました。特に開発行為許可関係、農地転用関係は各県各々に件別報酬額に乖離があり、これの整合が論点となりました。

【経営事項審査申請書の作成について】

広報部員 大 森 千 歌 子

平成7年8月19日(土)七尾サンライフプラザにおいて、初心者のための経営事項審査申請書の作成についての業務研修会が開催され、七尾・輪島・珠洲支部会員が受講いたしました。

研修会に先だち、藤井会長から、「建設業許可の有効期間は3年から5年になりましたが、経審業務は毎年必要な業務であり、重要なものです。」との挨拶があり、引続き、茅野副会長から「履行ボンド」についての説明を受けました。

その後、堂口業務指導部長から経営事項審査申請書の作成についての講義を受けました。特にここが間違いやすいというところを重点的に指導していただき、多くの質問もあり、明日からすぐその業務に取りかかることの出

来る有意義な研修で、受講者一同、身を引き締め、熱心に受講いたしました。

七尾会場での研修会を皮切りに、小松会場、金沢会場でも実施され、多数受講され、盛会裡に終了いたしました。



七尾会場



金沢会場

金沢支部だより

金沢支部長 浦島和夫

9月9日(土) 県書士会会議室で第3回役員会が開催され、金沢支部規則並びに金沢支部会費について審議された。

両議題共重要なテーマであり更なる検討が必要であるとの結論に達し継続審議となった。

当日は、役員10名の他本会より茅野副会長がオブザーバーとして出席し、浦島支部長のあいさつの後、支部規則や支部甲慰金規定の見直し、支部会費の改定等について、活発な討議がなされた。又支部役員の職務分担も決まり、各役員は、決意も新たに支部発展の為活動することを誓い合った。

尚当日決定された事項は次の通りである。

- ・支部規制の見直し
本日の討論をふまえ各自持ち帰って検討し、次回会議に再討議する。
- ・支部甲慰金規定の見直し
法規部でたたき台を作成し次回会議にて討議する。
- ・支部会費の改定
値上げの為には、支部会員の理解が必要なので次回までにその説明根拠となる資料を作成し検討する。
- ・業務研修会の開催
10月28日 P M 1:00～P M 4:00 金沢勤労者プラザ第3実習室にて、公証人名越昭彦氏を講師に「定款及び公正証書遺言作成」の研修を行う(業務研修部)
- ・「行政書士 110番」は各自出来るだけ顔を出すようにする。

(金沢支部通信員 佐野 昭彦)

10月2日（日）午前10時～午後4時まで、観光会館第2会議室で許認可手続無料相談会が開かれた。

支部役員並びに相談員の方々には多大なご協力をいただき有難うございました。

紙面を借りまして厚くお礼を申し上げます。

10月14日（土）県書士会会議室で第4回役員会が開催された。

行政書士制度強調月間の実施取組みについて、支部会費について審議された。

強調月間の実施取組みについては表示プレート・ポスターの設置等について具体的の方針が決まった。

支部会費については、更に慎重審議が必要であるとされ次回以降で更に議論されることとなった。

なお第3回役員会で提案されていたことであるが、金沢支部のブロック連絡網整備の草案が出された。

これについては、草案を具体化する事で全員の意見が一致した。



「規制緩和」と行政書士について

—— 的場会員（金沢）テレビで訴える

当会金沢支部業務指導部長の的場晴次会員が去る11月11日石川テレビのインタビューを受け今話題になっている「規制緩和」について行政書士の立場で県民に大いに訴えました。

内容は、規制緩和により県民の受ける恩恵や規制緩和によって行政上の書類が簡素化されるか等でした。詳しい内容は、本紙次号に掲載します。

各位も機会があれば、マスコミや自治体広報誌に積極的に協力し、行政書士の存在や業務内容をPRして下さい。

「観音経の世界」

金沢支部 長 永 勇

人生は悩みが多い。なかなか計画通りにはならない。この10月より半年間、NHKラジオ第2放送で毎日曜日観音経の講話が始まった。観音様のやさしさ、美しさは母の子に対するやさしさ美しさを表わしている。観音様は観世音菩薩、観自在菩薩などともいわれ、観世音とは世音を観るということで、この世のあらゆる悩み、声を聞いて下さる実に有難い仏様です。また世間の悩める人達を救うことが自由自在であることから観自在といい、一切にとらわれない心を表わす、ともいう。

最近はいつまでも例のオウム事件で暗いニュースが続くが、なんとか明るい希望がほしい。そんな気持ちから南無観世音菩薩と一心称名してその救いを期待するのは自分ばかりではないと思う。観音様、宇宙エネルギー、自分が一体となって生きる力。会員の皆様も時には観音経の世界に遊んでみてはいかが。

「目に見えなくて大切な事」

金沢支部 山 本 権

それは心である。心は目に見えないし説明も出来ない。然し思う事が心に浮かぶ。目に見えたと人々は言う。感謝、愛、神、仏、怒り等々人それぞれによりこれが其の人の心の表れとして顔、手足の動きとなります。目を見ればわかる。手足の動きを見れば其の人は何を思っているか無言の表情となり行動となる。神に手を合すは大自然に感謝し何人も如何にする事も出来ない現象に手を合す事である。仏に手を合すは両親はもとより祖先

に感謝する事である。「百円玉ぼんと投げて手を合す。ねがい事の多い事」

世の中はこのようなものです。無理をとうせば道理ひっこむ。

大自然には勝てないのです。人間も自然界の一員です。平和を願ごうも喧嘩は耐えない。これ皆自然のなす業なり。心ならず。

「行政書士界に未来あり」

金沢支部 藤 井 速 生

光陰矢の如し、昭和50年11月15日入会。「喜びも悲しみも幾年月」「流れる星は生きている」とでも申しますか、いづれ詳細を記したく思いますが、本日只今私なりの最も印象に残った結論は下記の通りです。新入会員の方々にもご参考になれば幸いです。

記

(1) 民法を修得すること

ご承知の通り我々の業務は「権利義務、事実証明に関する書類」であります。之より業務を行う以上各種専門法は当然ですが、その根底をなすものは民法であるといっても過言ではありません。第一編総則、第二編物権、第三編債権、第四編親族、第五編相続、以上についてとことん修得されることを望みます。そしてこれが業務につながる早道であると思います。

(2) 組織の重要さ

業務について連合会並びに県支部のいろいろな講習会等は元より大切ですが、私にして思うのは業界先輩知人から少なからぬ技能、知識、情報をいただいたからこそ今迄続けることができましたことを痛感し、現在、今後とも最高の財産であることを確信致します。

(3) 連合会に研修センターの設置を要望

過年、近代化推進に関する答申に試験と実務ギャップ解消のため、注目される点として「行政書士中央研修所設置する」と提言がありました。これは大変適切な提言であり、実現されれば新入会員、旧人を問わず、非常に助かるものと思います。

(4) 代理権の付与と特令廃止

ずばり言わせていただくならこの二者を速やかに制度化されることを期待致します。

最後に行政手続法も制定され夢多く、胸の高なる、我々の数多くの業務を思うとき我が書士界に輝くような未来ありと結ばせていただきます。

「この頃 思うこと」

金沢支部 堀 節 雄

村山首相は、沖縄県知事が米軍用地強制使用の代理署名を拒否している事態について、「内閣の運命にかかわる問題」と明言。政権にとっては極めて深刻な政治課題であるとの認識を示しておられる昨今。次々に難題を抱えねばならない政治家さんの胸中を察する反面、沖縄県民の願いがなんとか達成されて本土と変らぬ平和的な日々が過ごせるよう、国民ひとりひとりが協力し合うと共に、ここは一つ政治的解決が先決ということは当然ながら、誰しも感ずることは同じと思われる。

先に明石康・旧ユーゴスラビア国連特別代表は、日本記者団との辞任発表後の会見の際、和平が実現していない段階での降板の悔しさの言葉のはしに「日本という国はどこを向いているのだろうか。」と寂しそうにつぶやいていた。という記事を読んだが、これはたぶ

ん国連平和維持活動への協力として、停戦監視員ぐらいい出して欲しかった。との意味も含まれているのだろうと思われる。日本の政治家の方々も永田町での政争活動に貴重な時間を費やさないで国の内外に山積する諸問題を適確に処理してもらいたいものだ。

核実験の即時停止を求めるにしても「強い遺憾の意」では何んとなく中間的な言い回しのように、どうも釈然としない。

犯罪は社会を映す鏡だという。海外からの密輸には国内暴力団、海外マフィアの暗躍があるが、これまで銃器犯罪が暴力団関係者だった図式が変わり、検挙者の26%余を一般人が占めるといわれるようになった。北陸では、横ばいの状態らしいが、どんな犯罪も欲望につけ込んでその根を広げる。銃器、薬物の犯罪への危惧は、オウム事件を生んだ日本の“病根”の一つといえよう。社会安全システムの死角にあったことは否定できない。

現代の若者の心を読み解くために大人たちはあらゆる角度から努力は惜しまないつもりでも、順応しきれない、又見落しがちな部分が多いのではなかろうか、大人から観ればささいな悩みごとでも、それを抱えて精神科を受診する若者が増えているという。

「やさしさ」という言葉一つを取り上げてもその反応に考え込まざるを得ない。

老人扱いされたくないだろうと席を譲らないやさしさ。好きでなくても結婚してあげるやさしさ。きずなを確かめるためポケベルを渡しながらかけて鳴らさないやさしさ。

縫いぐるみは生きているペットよりいいですよ、やさしいから裏切らない。などなど。

若者達の会話は事例を挙げながら、大人たちに分かりにくい若者の現実を教えてくれてい

意見箱のコーナー

るようにもよみとれる。

われわれの考えている旧来のやさしさとは異質なものであるらしい。

ここで「歯切れの良さがファンにたまらぬ」の活字が目に入った。

お笑いのダウンタウン、松本人志のエッセー集である。歯に衣着せぬ書き方で、子供、年寄りはいっさい無視して、若者だけに支持されることにしぼり込み、世の中の流れというものを見極める頭脳を持っていないおっさん達からは、拒絶反応が出るだろうが、ファンにはこの歯切れの良さが受けるそう。今の世の中ここまではっきり言える人がいないから若者に人気があるのだろう。

最後にやはり核兵器の抑止力の問題が脳裏から離れないのだが、冷戦終結の現在、もはやこの言葉は世界的に魅力的ではなく、それを乗り越えようという空気がただよっている。その証しとして、核兵器は絶対悪とする世界的な科学者組織「パグウォッシュ会議」にノーベル平和賞が贈られることが決まったとのことである。平和を願うものひとりとして、先ず拍手を送りたい。この会議の設立者のひとり、我が国の誇る科学者湯川秀樹博士の霊にも大いなる慰みになることと思う。

我々もこの平和的受賞を機に会議の高い理想を胸にしっかりと刻み、将来に一層の期待をかけ慶びとしたいものである。

「農地法雑感」

七尾支部 堀野 茂

1. 行政書士業務の範囲は広く且つ複雑です。従って各分野にわたり1人の人間が専門家となることは容易なことではないと考えております。測量関係が入ってくる開発業務が得意な人、許認可業務の得意な人等々…と分野別専門家にならざるを得ないのが現状です。

又反面、分野が広い為に日常業務に忙殺され専門家になれないまま過ごしている人も多いのではないかと予想されます。

2. 私は別資格として司法書士もやっておりますので、どうしても行政書士の分野が不得手になります。ですからあまり偉そうなことも言えませんが常日頃から農地法第4条ないし第5条の取り扱いに不満を持っております。その一つは何十年も宅地化されている土地でも一応農地法第4条又は第5条の申請を出してくれというのが行政当局の対応です。

※各自治体の農業委員会によって、対応にバラツキがあるようです。県農政課発行の石川県農地関係事務処理要領（個々の事例に対する通達も掲載されている）が、本会事務局及び各支部で、備えられています。参考にして下さい。 …広報部…

しかし農地法でいう農地は登記地目が農地（畑又は田）という意味ではない筈です。個々の行政書士はその不合理をその都度行政当局に文句を言うのですが、各市町村当局は県の指導であるからとして、毎回責任免れをする常態です。かような経験は皆さんも一度や二度ではない筈です。

3. そこで私の提案です。

石川県行政書士会として、石川県と協議又は文書回答という形で県下統一の事例集を作るべきではないかと思えます。それが今後からの行政書士への財産になりますし、又会としての財産でもあります。私はあまり会の業務にも参加しておりませんが是非私の提案を体系化して、我々の業務の一助としたいと考えております。

「地方行政の問題点」

七尾支部 塩田 義一

1. 「地方の時代」といわれて久しい。(1)すなわち、住みよい地域社会を創造していこうという住民の意識は益々高まってきており、地方公共団体もこれに応じて、住民のニーズをきめ細かくくみとり、積極的に施策に取り組んでいる。(2)しかし、こうした地方行政の活動が活発になると色々な場面で法律的な問題が生ずる事も少なくない。(3)実際に施策や日常の行政運営の適否が法律問題として法廷で争われたり、トップの政策判断が法律上の責任問題に発展するというケースも生じてくる。(4)こうしたなかで、地方公共団体の職員も、日頃から担当する業務に関する法律問題に関心をもち、法律的に問題がないか、どうかの適切な判断ができる基礎的な知識を養っておく事が必要となってくる。

2. わが国は、戦後最大の変革期にさしかかっているといえる。すなわち最近における政治改革・経済改革・行政改革・財政改革及び宗教法人法の見直し問題などがそれである。(1)政治改革では、公職選挙法等の改正が行われ改善された。しかし、国民の政治に対する

不信感はいまだに解消されていない。(2)経済改革では、①ウルグアイ・ラウンド合意に伴う世界貿易機関(WTO)設立協定と新食糧法の制定及びその実施と自由貿易問題。②日米間における自動車等11分野の規制緩和とその交渉など。③製造物責任法(PL法)の制定とその実施。④阪神大震災復興のための関連法令等の改正と実施などがある。(3)行政改革では①許可・認可等に関する規制の緩和とその実施。②行政手続法の制定とその実施により、イ. 許可・認可・免許申請に対する処分。ロ. 行政処分による不利益処分の保護。ハ. 行政指導の手續・ルール・規律を定め、行政指導をわかりやすくするなど。③行政改革の推進。④国と地方の役割分担を明記するなどの地方分権法の制定とその実施などがある。

3. かつて、(1)政治の不信感について、当時の拓殖大学総長矢部貞治博士は、「政治家が自ら有言実行をし、責任のある言動と行動を行うべきである。しかし、政治家がこれを実施しない限り政治の不信感払拭出来ない。」と。(2)また、官僚制度について、フランスの政治が著しく腐敗した時代を引用して、当時の東京大学辻教授が「フランスの政治が腐敗したが、フランスの官僚が優秀でしっかりしていたためフランスの国家が亡ぶことがなかった。」と。(3)さらに、法律の解釈問題について、当時の京都大学大石義雄教授が「明治憲法でも軍部らが誤った解釈と運用をしなければ、新憲法の本質と同じ方法が講じられたであろう。」とそれぞれいわれている。(4)なお、「行政指導」に関しては、学習院大学の山内一夫氏らの書物がある。(5)地方公共団体が地方行政を行うにあたって①正しい法

意見箱のコーナー

律の解釈と運用と行政指導を行ってほしい。②住民にわかりやすい行政指導のルール等を早急に作成してほしい。③誤った法律の解釈や運用等により、イ. 住民の基本的人権を侵す。ロ. 権利義務を一方的に剥奪する。ハ. 地方公共団体の不法行為により著しく名誉を傷つけられたりする。ことなどのないようにお願いをするものである。すなわち、誤った地方行政を行ったために、住民の不満と怒りをかう行為だけはすみやかに改善していただきたいものである。

事務局からのお知らせ

◎会費納入について

本年度会費を納めておられない方は至急次の口座へ納入をお願いいたします。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北国銀行本多町出張所

普通預金 008717

口座名 日本行政書士政治連盟石川県支部

普通預金 009136

◎ファックス番号の連絡のお願い

事務局からの連絡事項をファックスで行なっています。会員名簿や新入会員でファックス番号の未連絡や変更された会員は急ぎ事務局まで御連絡下さい。

書籍コーナー

— 事務局に次の書籍が加わりましたのでお知らせします —

建設産業政策大綱 1冊 (1995年)	大成出版社
公共工事標準請負契約約款の解説 — 新訂 1冊	大成出版社
トラック運送事業実務者貨物運送取扱事業申請書手引 1冊	大成出版社
平成7年 財産評価基準書路線価図 石川県版 1冊	
平成7年 財産評価基準書評価倍率表 石川・福井・富山各 1冊	新日本法規出版(株)
新経審Q&A 10冊	日刊建設通信新聞社
平成6年 改正建設業法の解説 1冊	大成出版社
新しい建設業経営事項審査申請の手引 1冊	大成出版社
地籍版住宅明細図 各 1冊	(株)刊広社
金沢版・松任版・小松版・河北版・羽咋版・加賀版・七尾版・輪島版・珠洲版	

会務報告

第3回理事会

去る8月18日(金)MRO別館会議室において第3回理事会が構成員中19名出席で開催された。

・報告事項

- ①第2回理事会以降の会務報告
 - ②行政書士法制定45周年記念事業実行委員会から協議経過報告
- #### ・審議事項
- ①行政書士制度強調月間の事業計画 提案
 - ②綱紀委員の承認

議長は、前理事会のあと新綱紀委員の推薦を求めていた関係支部から推薦があったこと、会規則等に従いその氏名を理事会に諮ること告げ提案した。慎重審議の上全会一致次の方々が承認された。

☆大兼政 弘(金沢) ☆太田 征義(小松)
☆酒谷 信嗣(加賀) ☆本田 良秋(七尾)
☆中沢 隆象(輪島・珠洲) 以上5名

- ③経審審査担当者養成研修会(京都会主催)への要員派遣の承認
- ④北陸三県「業務報酬額……」への要員派遣の承認
- ⑤特別功労者表彰についての提案

議長は、9年の永きにわたり会長を努められた山本会員に対し、会として感謝の意を表し法制定45周年記念式典を開催の折「特別功労者表彰」を行ないたい旨提案し、慎重審議のうえ全会一致承認された。

・協議事項

各部長より、今年度の事業計画について提案があり、了承された。

各部の活動状況

総務部長 宮川 外茂次

今年度総務部の最大事業であった「行政書士法制定45周年記念式典」は、各支部長を先頭とした会員各位のご協力と、谷本県知事や源田金沢市総務部長(市長代理)ほか来賓多数のご出席を頂き大きな盛り上がりで開催出来ました。これも偏に会員各位のご協力の賜物と存じ、あらためて感謝申し上げます。

また、会本部事務所を単なる事務処理の場所から会員相互の情報交換の場として使用して頂くべく、①県下全地域の住宅地図の設置、②平成7年財産評価基準書路線価図石川県版及び平成7年財産評価基準書評価倍率表(石川県)を取り揃えました。会員各位の地域外の顧客調査や相続等の相談時にぜひご利用下さい。なお、最新の六法全書をはじめ各種実務・実用書も整備していく予定です。

今後の行事計画としては、①9月石川県定例県議会で可決成立した「石川県行政手続条例」と許認可内容等についての研修会の開催、②平成以後入会会員を対象とした「新入会員研修会」の開催 があります。いずれも年末年始になりますが関係各位のご参加をよろしく申し上げます。



法規・企画部長 町田 健一郎

7月11日の第1回部会の後をうけて8月22日、9月16日と第2回及び第3回部会を開催し、規則改訂の実質討議に入った。

(イ) 慶弔規則は2回にわたる討議で検討を終了した。新年度までには理事会へ提案し施行の運びにもっていきたいと考えている。

(ロ) 会員証の様式を定める規則に関し第3回部会で検討した結果、現在規程でよしという結論になった。但し、会員証の大きさ(9×6cm)に関しては総務部で検討してほしい。

(ハ) 顕彰規則に関し第3回部会で検討した結果条文はそのまま良いと思われるが、会長・連合会長・知事・自治大臣の各表彰につき、それぞれその基準を検討する必要がある。今後の課題とするよう結論された。

(ニ) 退会者に対する慰労規程を新設する件も討議の結果次回の課題とすることになった。

以上ですが特に退会者慰労の件については会員皆様のご意見を聞きたいと思えます。

広報部長 宮本 幸子

◎ 第2回広報部会は8月18日(金)

午後1時30分から開催された。

今年度の広報部事業計画について検討。

- (1) 会報“いしかわ”16号17号18号の発行
- (2) 新聞広告は、前年度と形式を変えて予算内で掲載
- (3) ラジオC、Mスポットを10月2日3日4日に放送
＜時間＞朝 8:00 頃、朝10:00 頃、
昼12:00 頃 3回放送
- (4) 部員の増員
金沢支部 河越 俊雄
- (5) 広報部通信員の設置
＜目的＞各支部や会員に生じた出来事を取材し会報“いしかわ”に掲載。なるべく写真入りで取材のこと。

各号毎1ニュースを基本。

金 沢 支 部	佐 野 照 彦
小 松 支 部	重 森 政 勝
七 尾 支 部	未 定
加 賀 支 部	南 出 俊 行
輪 島 支 部	八 木 史 郎
珠 洲 支 部	濱 田 は つ み

◎ 第3回広報部会は9月1日(金)

午後1時30分から開催された。

行政書士制度強調月間中の活動と会報17号発行計画について協議した。

午後3時30分からは監察部との合同会議に入り強調月間中の活動について連携するため打ち合わせをした。

● 強調月間中の活動について

①新聞広告

10月1日(日) 発刊北国新聞掲載の内容について

②マスコミ取材について

県庁記者クラブ・MRO・NHK・テレビ金沢・石川テレビ等訪問

③MROラジオCMスポット

10月2日(月) 3日(火) 4日(水) 放送予定

④行政書士法制定45周年記念事業取材要請について

◎ 支部長会へ協力要請

9月8日(金) 開催された支部長会に出席、次の事項を連絡し協力要請した。

①新聞広告名簿掲載の件

②ラジオCMスポット

③無料相談会取材依頼の件

④行政書士法制定45周年記念式典取材依頼の件

業務指導部長 堂口喜明

本年度の重点活動内容は建設業に関する研修会の実施で概略以下のとおりです。

- (1)「経審」実務研修会：業務経験の浅い会員と新規職域拡大のための研修会として実施し、七尾、小松、金沢の3会場で受講者数は81名でした。
- (2)他府県の視察：現状の視察のため三重、滋賀、福井会を訪問し、貴重な活動情報を提供していただきました。今後の活動方針に反映させることとなります。
- (3)京都府会経審実務研修会への参加：今後の本会のめざす方向に大きく影響する内容の

もので、別掲報告書のとおりです。

- (4)今後の研修：建設業を重点に決算変更届、経審追加研修、建設業専門行政書士養成講座、履行ボンド、通信ネットワーク、農地法許可申請用紙作成に伴う研修、その他要望のある研修を実施します。
- (5)業務研究部会の活性化：現在国際業務研究部会以外は休止しているためその活動を促進して入会者のメリットを高め活性化していきます。
- (6)上記のほか、北建協問題調査特別委、北陸三県件別報酬額の検討打ち合わせ会にも参加しております。

会務日誌

8月

3～4日	全国監察担当者協議会	1名
4日	士業団体懇談会	4名
8日	三重県・滋賀県行政書士会訪問	4名
11日	部長会	11名
18日	理事会	19名
19日	七尾支部「経営事項審査申請書」の作成研修会 平成の会懇親会	4名
22日	法規企画部会	5名
23日	富山県行政書士会事務局長葬儀出席	1名
25日	「北陸建設業協同組合」問題調査特別委員会	5名
26日	小松支部「経営事項審査申請書」の作成研修会	
29～30日	北陸三県報酬額打合せ会	3名

9月

1日	広報部会	6名
	監察部会	4名
2日	金沢支部「経営事項審査申請書」の作成研修会	
5日	報道関係各社訪問	3名
	行政書士法制定45周年記念実行委員会	7名
6日	「北陸建設業協同組合」問題調査特別委員会	6名
8日	支部長会	11名
10～11日	京都府会「経審等」研修会	3名
16日	法規企画部会	5名
	登録証書伝達式	2名
16日	「北陸建設業協同組合」問題調査特別委員会	5名
25日	自動車登録研修会	2名
28日	行政書士法制定45周年記念実行委員会	7名

10月

2日	監察部会	6名
	行政書士無料相談 金沢支部・小松支部	
	「行政書士 110番」電話無料相談（観光会館）	19名
3日	「行政書士 110番」電話無料相談（事務局）	9名
	「行政書士 110番」電話無料相談（事務局）	10名
5日	行政書士無料相談 加賀支部	
7日	行政書士無料相談 七尾支部	
	業務指導部会	5名
18日	中部地方協議会理事会	1名
20日	行政書士法制定45周年記念式典	74名
	行政書士無料相談 輪島支部	
22日	行政書士無料相談 珠洲支部	
24～25日	保健衛生風俗業務研修会	2名
26日	広報部会	6名

新規登録入会者（2名）

登録年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
平成 7. 8. 3	金沢	山田 實	金沢市保古1丁目48番地	0762-49-3716
平成 7. 9. 1	金沢	西山 忠	金沢市高島1丁目 392番地	0762-91-4449

退会者（1名）

退会年月日	氏名	退会事由
平成 7. 7. 10	高川 彪	死亡

登録事項変更（2名）

変更年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
平成 7. 7. 31	金沢	呉藤 憲治	金沢市泉1丁目1番1号	0762-80-4303
平成 7. 8. 22	金沢	上戸 大介	金沢市西念町 111街区 8番地	0762-60-7043

編集後記

つい数週間前まではエアコンと離れられない暑い夏でしたが、最近は朝晩の冷え込みが身にしみて感ずる今日この頃です。行政書士制度強調月間は無事成功裡に終えることができました。行政書士 110番での無料行政相談や、日常の業務を通じての会員皆様方のご協力は、実に意義あるものでした。

もちろん県、市町村、その他各官公署へのアピールは、これまで以上に増すことができました。これからも行政書士制度PR活動には、会員皆様方より一層のご協力をお願い致します。
(M. K)

17号発刊につき今回も皆様からの多数の原稿が寄せられ有難く思います。

会報いしかわ第17号

発行日 平成7年12月1日
 発行人 会長 藤井 國穂 ・ 広報部長 宮本 幸子
 発行所 石川県行政書士会
 〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MRO別館3階
 TEL(0762) 65-5551 ・ FAX(0762) 32-3052

